

令和2年第7回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和2年7月16日(木) 午前8時55分～午前9時25分
- 2 開催場所 産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	7番 木 立 康 行		
会長職務代理者	9番 佐 藤 孝 文		
委 員	1番 長 内 康 之	2番 木 村 功	
	3番 高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄	
	5番 工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年	
	8番 工 藤 元 伸	10番 東 良 一	
	11番 佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫	
	13番 佐 藤 米 一		
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・黒石地区 高 木 一 弥	・沖揚平・厚目内地区 森 山 栄 治
・六郷地区 加 藤 浩 揮	・山形地区 山 口 貴 佳
・中野地区 櫻 庭 太 志	
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人) 浅瀬石・追子野木地区 佐 藤 仁
- 7 議事参与の制限委員 (2人) 5番 工 藤 勝 彦 7番 木 立 康 行
- 8 付議案件

報告第14号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第26号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第27号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第28号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第29号	農用地利用集積計画の決定について
議案第30号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
局長補佐	大 溝 恵 水
農地係長	福 土 博 幸
主 査	櫻 田 一 久
主任主事	佐々木 孝 二

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 本日は、農地利用最適化推進委員の佐藤仁委員より、欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第7回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、10番東良一委員、11番佐藤国雄委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第14号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和2年6月受理分は、相続が6件、総面積17,906㎡、田が7筆9,294㎡、平畑が11筆8,612㎡、となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許

	可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第26号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、所有権移転が4件です。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号8番は、上十川字留岡ほかの田、樹園地、11筆合計23,519㎡を同一世帯の親から子へ、20年で使用貸借し経営移譲するものです。 受付番号9番は、竹鼻字村元、ほかの樹園地、田、5筆合計6,048㎡を別世帯の親から子へ、5年で使用貸借し新規就農するものです。 (2) 所有権移転です。 受付番号20番は、板留字長坂下の畑、6,168㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号21番は、角田の畑、661㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号22番は、南中野字不動沢ノ上の樹園地、6筆合計25,570㎡を農地所有適格法人へ贈与するものです。 受付番号23番は、花巻字鷹待場の畑、2,608㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った3番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回申請があった農地について、去る7月6日、館野哲雄委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1) の使用貸借権設定です。 受付番号8番は、同一世帯の親から子へ、期間20年で使用貸借し経営移譲するものです。現況は、水稻、りんご畑で権利取得後も同一の農業経営が行われます。 受付番号9番は、別世帯の親から子へ期間5年で使用貸借するものです。 譲受人は、新規農家ですので、聞き取りした結果を報告いたします。 譲受人は、農業次世代人材投資資金を活用して、独立経営することと、将来は、親から経営継承することを含め、規模拡大していきたいとのことです。 申請地の現況は、水稻、りんご畑ですが、権利取得後は、水稻、りんご、枝

		豆の栽培により営農していくとのことでした。 農作業の経験は、親が水稻、りんごの栽培をしている農家であることから、農作業を20年ほど手伝ってきたとのことでした。 必要な農業機械は、自己所有のもの、親から借り受けするもので対応し、必要な技術習得については、農協が主催する研修会等に参加し、指導を受けながら営農していくとしています。 以上のことから、権利取得後も効率的な農業経営が行われると思われます。 (2)の所有権移転です 受付番号20番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は、平畑で、権利取得後はりんごの栽培を行う予定です。 受付番号21番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は平畑で、権利取得後は野菜の栽培を行う予定です。 受付番号22番は、親戚が経営する農地所有適格法人へ贈与するものです。現況は、りんご畑で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 受付番号23番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況は、りんご畑で権利取得後も同一の農業経営が行われます。 今回申請があった6件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第27号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第27号は、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 9ページをご覧ください。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、富田、登記地目、田、現況地目、畑、となっております。 面積は、158㎡であり、住宅建築用地として利用したいとのことでした。 この場所は、第1種農地ではありますが、不許可の例外のうち、集落接続に該

	当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った3番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回4条申請があった土地について、去る7月6日 館野哲雄委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号1番は、住宅建築用地として利用するものです。 場所は、旧北陽小学校から南東へ約600mに位置しております。5月総会において、県道拡幅改良工事に伴う住宅移転のため、農地法第5条の許可申請をした場所の隣地になります。 申請理由を聞き取りしたところ、農地法第5条の許可前に住宅建築設計の変更が必要となり、住宅敷地が不足したことから、申請に至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地に流入しないように、自然浸透させ、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、周辺の水路に放流するとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第28号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第28号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

	内容については、別紙で説明いたします。 11ページをご覧ください。 受付番号33番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、境松字村井、登記地目、田、現況地目、畑、となっております。 面積は、500㎡であり、住宅建築用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、境松駅を中心に半径500mで囲まれる区域であり、第2種農地となります。また、集落接続に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った3番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回5条申請があった土地について、去る7月6日 館野哲雄委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号33番は、住宅建築用地として利用するものです。 場所は、弘南鉄道境松駅から北西へ約330mに位置しております。 申請地の選定理由を聞き取りしたところ、譲受人は借家を解消することについて、申請者の父親に相談したところ、今回の申請地が境松駅に近いことや厚生病院に近いこと、勤務地に近いことから、住宅を建てるには適当な場所ではないか、となったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地に流入しないように、自然浸透させ、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、周辺の水路に放流するとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声

議 長	ご異議がありませんので、議案第28号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第29号につきましては、5番工藤勝彦委員の親族が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、私の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたしますので、議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、工藤勝彦委員、退席)
議 長 (職務代理者)	議案第29号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。 それでは、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査	議案第29号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙13ページから説明します。 今回の申請は、賃借権設定が7件、所有権移転が5件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号66番は、石名坂字五輪平の樹園地、3,762㎡を5年間10a当たり16,000円で、再設定するものです。 受付番号67番は、大川原字蛭貝沢の畑、12,042㎡を5年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号68番は、高館字乙里見の畑と田、4,617㎡を20年間10a当たり5,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号69番は、竹鼻字北野田の田、4,963㎡を10年間10a当たり11,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号70番は、小屋敷西の田、10,506㎡を10年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号71番は、小屋敷西の田、1,519㎡を、10年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号72番は、竹鼻字北野田の田、3,531㎡を10年間10a当たり15,300円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。 (2) 所有権移転です。 受付番号25番は、石名坂字村ヨリ東の田、2筆合計3,099㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号26番は、上十川字留岡四番の田、888㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号27番は、上十川字北原五番 ほかの田、2筆合計7,122㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号28番は、馬場尻下の田、3,041㎡を経営規模拡大のため、所

	有権移転するものです。 受付番号29番は、黒石字浄光寺の田、2筆合計6, 165m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	基盤強化促進法の所有権移転では、800万円控除の制度は現在も継続されていると思うのですが、どうなっていますか。また、農地の取得において、面積等の基準はありますか。
福土係長	農振農用地の売買では、譲渡所得に係る800万円の特別控除はあります。また、売買における取得後の基準面積につきましては、1.67haとなっております。
議長 (職務代理者)	ほかに質問ございませんか。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。 それでは、審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。 (木立会長、工藤勝彦委員、議長席及び指定席に着く)
議長	佐藤職務代理者、ありがとうございました。 次に議案第30号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福土係長	議案第30号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 19ページをご覧ください。 受付番号6番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。

	農地の所在は、花巻字村上、登記地目、現況地目、ともに畑、変更面積は、1, 321㎡で、駐車場及び資材置場用地として利用するため除外するものです。 農地区分では、第2種農地と判断されますが、事業敷地に隣接していることから、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。以上です。
議 長	それでは、申請地の現地調査を行った、3番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回農振農用地区域からの除外申請があった土地について、去る7月6日館野哲雄委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号6番は、駐車場及び資材置場用地として利用するため、農振農用地区域から除外するものであります。 図面番号6に示しておりますが、申請地は、〇〇株式会社の南側隣地に位置しております。 申請地の現況は畑で、周辺の状況は、東、北側が〇〇株式会社敷地で、西、南側は、国道となっております。 事業敷地に隣接しており、農地の集団性が小さいことから、今回の申請では、農地転用の見込みがあるため、農振除外することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	農振除外の申請は、年2回の受け付けと聞いておりました。5月の総会で農振除外の審議があったと思うんですが、今月も議案として上がってくるのは、時期的に近いので、何か変更があったのでしょうか。
福 士 係 長	農振除外は、市農林課で事務を行うことになっており、事務処理の進捗状況によって、年2回から3回となります。これにつきましては変更ありません。 今回、議案として審議されることにつきましては、市農林課で受け付けした事案を、今まではまとめて処理していたものを、まとめずにその都度、農業委員会へ意見を求めることとし、市農林課で事務処理期間を調整するとした方針からのものです。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じま

	すが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第30号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和2年第7回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時25分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和2年7月16日 議長 水立康行  議事録署名者 東良一  議事録署名者 佐藤国雄 